



私は、妻より3歳年上です。
私は厚生年金に20年以上加入していました。
妻は厚生年金に20年以上加入していません。
この場合に、私は加給年金と特別加算を受給できるわけですが何年間、いくら受給できるのでしょうか?



加給年金と特別加算は、65歳未満の配偶者がいる場合に受給できます。
下の図で、何年間、いくら受給できるか説明しましょう。

		65歳	66歳	67歳	68歳
ご主人	老齢厚生年金				
	老齢基礎年金				
	加給年金	224,500円	224,500円	224,500円	受給停止
	特別加算	165,600円	165,600円	165,600円	受給停止
		62歳	63歳	64歳	65歳
奥さん					老齢厚生年金
					老齢基礎年金
					振替加算

ご主人が65歳になったときに、奥さんは62歳です。従って、奥さんが65歳になるまで加給年金と特別加算を受給できます。

その後、奥さんが65歳になったときに、加給年金と特別加算は受給停止になります。また、奥さんが自分の年金を受給することがあると、ご主人の加給年金と特別加算は受給停止になってしまいます。

例えば、奥さんが老齢厚生年金や老齢基礎年金を繰り上げして受給するなどです。そうすると、ご主人が受給している加給年金と特別加算が受給停止になってしまうのです。

加給年金と特別加算は、ご主人が年上だと奥さんの歳の差が開いているご夫婦の方が、歳の差が少ないご夫婦より多く受給できます。

※振替加算とは：加給年金と特別加算が形を変えたものです。主に妻が65歳以上となった時、今まで夫が受給していた加給年金と特別加算が妻の方に振替加算として受給できます。その年金を振替加算といいます。



私は、妻より3歳年下です。
妻は厚生年金に20年以上加入していました。
私は自営業をしていました。国民年金加入者でした。
この場合に、妻は加給年金と特別加算を受給できるのでしょうか？
いくら受給できるのでしょうか？



加給年金と特別加算は、65歳未満の配偶者がいる場合に受給できます。
「妻」というわけではありません。

ご主人	62歳	63歳	64歳	65歳
奥さん	65歳	66歳	67歳	68歳
	老齢厚生年金			
	老齢基礎年金			
	加給年金 224,500円	224,500円	224,500円	受給停止
	特別加算 165,600円	165,600円	165,600円	受給停止

奥さんが65歳になったときに、ご主人は62歳です。従って、ご主人が65歳になるまで、奥さんは加給年金と特別加算を受給できます。

この場合にご主人は62歳で、まだ現役で働いていて、収入が850万円以上あると、奥さんが受給している加給年金と特別加算は受給停止になります。

因みに、ご主人が厚生年金に20年以上加入していたら奥さんが受給できる加給年金と特別加算は受給停止になってしまいます。

ご主人と奥さんがともに厚生年金を20年以上加入していると加給年金と特別加算は受給できなくなるのです。



私は、妻と年齢がおなじです。
私は厚生年金に20年以上加入していました。
妻の厚生年金加入期間は20年未満です。
この場合に、私は加給年金と特別加算を受給できるのでしょうか?



加給年金と特別加算は、65歳未満の配偶者がいる場合に受給できます。
「妻」というわけではありません。

		65歳	66歳	67歳	68歳
ご主人	老齢厚生年金				
	老齢基礎年金				
	加給年金(期間分)	受給停止			
	特別加算(期間分)	受給停止			
		65歳	66歳	67歳	68歳
奥さん	老齢厚生年金				
	老齢基礎年金				
	振替加算				

妻が対象の加給年金と特別加算は、あくまで妻が65歳未満である間の年金です。

夫の加給年金と特別加算の受給条件が整ったときに妻が65歳以上でしたら1回も加給年金と特別加算を受給できません。

同じ年齢ならご主人が65歳になったときに妻も65歳ですから受給できないこととなります。

とはいってもご主人と奥さんの誕生日が同日ということはないでしょうから、ご主人が奥さんより誕生日が早ければその期間は加給年金と特別加算を受給できます。その後に、奥さんが65歳になれば振替加算が受給できるようになります。



私は厚生年金に20年以上加入していました。
妻も厚生年金に20年以上加入していました。
この場合に、私は加給年金と特別加算を受給できるのでしょうか?



加給年金と特別加算は扶養手当、家族手当のような年金です。
20年以上加入しているのご主人と奥さんとともに十分な年金を受給できると
いうことで加給年金と特別加算は受給できなくなるのです。

ご主人	65歳	66歳	67歳	68歳
	老齢厚生年金			
	老齢基礎年金			
奥さん	62歳	63歳	64歳	65歳
				老齢厚生年金
				老齢基礎年金



加給年金と特別加算の受給条件と停止条件を教えてください



加給年金と特別加算の受給条件は以下の通りです。

①厚生年金に20年以上加入している人で、その人に65歳未満の配偶者(年収850万円未満)がいることです。

加給年金と特別加算の受給停止条件は以下の通りです。

- ①配偶者が65歳になったとき。
- ②配偶者と離婚したとき。
- ③ご主人と奥さんがともに厚生年金加入期間が20年以上ある場合。